

平成 27 年 5 月 18 日 改正版

一般社団法人 関東学校給食サービス協会  
入会金・会費・賦課金規約

1. 定款 第 7 条（入会金等）及び第 8 条（経費の負担）で定める基準は下記のとおりとする。

(1) 入会金： 新規加入申込会員は入会承認後、加入金として 1 口 1 万を納入する。本加入金の納付は、初年度 1 回のみとする。

(2) 会費： 月額 1 万 5 千円を納入する。

(3) 賦課金： 1 都 9 県（小学校・中学校）の契約実績で、下記の基準により月額で納入する。

契約学校数	月額	契約学校数	月額
0 校	0 円	71～80 校	32,000 円
1～5 校	5,000 円	81～90 校	33,000 円
6～10 校	7,000 円	91～100 校	34,000 円
11～15 校	13,000 円	101～120 校	35,000 円
16～20 校	18,000 円	121～140 校	36,000 円
21～30 校	23,000 円	141～160 校	37,000 円
31～40 校	28,000 円	161～180 校	38,000 円
41～50 校	29,000 円	181～200 校	39,000 円
51～60 校	30,000 円	200 校以上	40,000 円
61～70 校	31,000 円		

(4) 納入期限： 1 年を 4 期に分け、1 期毎に請求書を発行する。

期	月	期 限
第 1 期	4 ～ 6 月	4 月 3 0 日 (H27 年のみ 6 月 30 日)
第 2 期	7 ～ 9 月	7 月 3 1 日
第 3 期	1 0 ～ 1 2 月	1 0 月 3 1 日
第 4 期	1 ～ 3 月	1 月 3 1 日

(5) 支払方法： 振込で納入する。ただし、振込手数料は会員の負担とする。

振込銀行 みずほ銀行 神田駅前支店

普通預金 NO. 2 2 0 8 9 0 7

口座名 一般社団法人 関東学校給食サービス協会  
シャ) カトウガ ッコウキョウシヨクサ-ビスキョウカイ